

令和7年度(2025年度)PTA総会 会次第

1 開 会 (梅野 副会長)

2 会 長 挨 拶 (倉本 会長)

3 校 長 挨 拶 (緒方 校長)

4 議 長 選 出

5 議 事

(1)第1号議案 令和6年度事業報告 (令和6年度 上野 会長)

(2)第2号議案 令和6年度会計報告 (令和6年度 岡村 会計)

(3)第3号議案 令和6年度監査報告 (令和6年度 山下 監査委員)

(4)第1号～第3号議案の承認

(5)第4号議案 令和7年度事業計画案 (山本 書記)

(6)第5号議案 令和7年度予算案 (福澤 会計)

(7)第6号議案 田浦小学校PTA規約改正

(7)第4号～第6号議案の承認

6 議 長 解 任

7 そ の 他

(1)P災等について 子本養護教諭

(2)田浦小いじめ防止基本方針について 池田 教諭

(3)年間行事について 伊藤 教頭

8 職 員 紹 介 緒方 校長

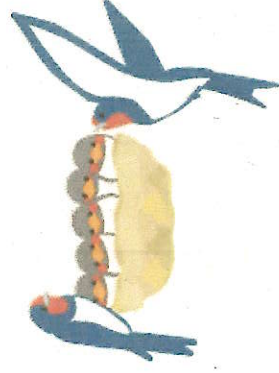
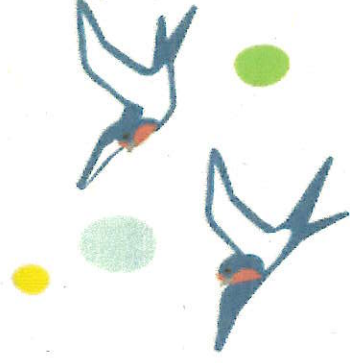
9 閉 会 (梅野 副会長)

期日:令和7年4月25日(金)

時間:15:40～16:30

場所:田浦小学校体育館

芦北町立田浦小学校PTA



田浦小学校P T A活動方針

目 的	田浦小学校P T Aは、保護者と教師との協力によって、学校及び社会における教育に関し、理解を深め、児童の健全な成長を図ることを目的とする。		
ス ロ ー ガ ン	地域を愛し、地域に愛される学校を支えるP T A活動		
目 標	1 よい保護者、よい教職員となるように努める。 2 保護者と教職員の協力と信頼に立った運営を図る。 3 元氣・やる氣・根氣のある、素直な子供を育てる。 4 地域とつながりを深め、子供たちの安全を守る。 5 子供の自己有用感を高める。		
専 門 部 活 動 事 項	広 報 部	広報誌の発行に関する事項	
	家庭教育部	よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関すること	
	保健体育部	児童の心身の健康、安全に関する事項	

令和6年度事業報告書 1-1

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
学校行事	8	始業式	21	体力テスト 学校へ行こう デー	5	小中合同 避難訓練 (引き渡し) 学校へ 行こうデー	5	授業参観 学級懇談会 学校へ 行こうデー			2	始業式
	9	入学式										
	16	避難訓練	23	プール掃除	11							
	26	授業参観 学級懇談会 学校へ 行こうデー	29 30	5年生集団 宿泊教室			9 19	水泳大会 終業式 家庭訪問 (21`28)				
役員会	17	役員会		郡P総会	1	県P総会	6	自転車点検 運営委員会	7	役員会	4	運営委員会
		単P総会	8 10	運営委員会と 田中・田小PTA 役員との 懇談会	5	役員会	11		1 ～ 8	プール開放	21	親子美化作業
家庭教育部			8 27	部会 読み聞かせ	24	読み聞かせ						
保健体育部			8	部会			5	心肺蘇生法 講習会				
広報部			8 22	部会 熊日PTA 新聞・広報紙 づくり講習会			1	まきやま発行			4	部会
広報部			8	部会								
学年PTA			8	部会								

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	5 運動会 学校へ 行こうデー 18 4年生 社会科見学 22 6年生 修学旅行 23	6 避難訓練 10 150周年 記念事業 学校へ 行こうデー	13 学習発表会 授業参観 学級懇談会 学校へ 行こうデー 24 終業式	8 始業式 24 教育委員会指 定「英語教 育」研究発表 会 28 持久走大会 (30日に 延期) 学校へ 行こうデー	20 新入生 体験入学 授業参観 学級懇談会 学校へ 行こうデー	7 送別遠足 卒業式 修了式 21 24
役員会	5 運動会協力 9 役員会	6 運営委員会 9 県P大会 (阿蘇) 10 150周年 記念事業	8 郡P大会 21 親子スポーツ 大会 役員選考 委員会	22 役員選考 委員会	19 役員会	5 新旧役員 引き継ぎ 監査(4月)
家庭教育部	28 読み聞かせ	10 150周年 記念事業 (餅投げ等) 25 読み聞かせ		27 読み聞かせ 学校給食食育 事業		
保健体育部	5 運動会協力	10 150周年 記念事業 (駐車場)		30 持久走大会 (安全確保)		
広報部	4 部会 5 運動会撮影 16 部会	10 150周年 記念事業 (撮影) 25 まきやま発行	13 学習発表撮影 19 部会	30 持久走大会 (撮影) 150周年記念 冊子作成	12 まきやま発行	18 まきやま発行
親子会		10 150周年 記念事業 (駐車場)	役員選考 委員会 役員候補者 選出	22 役員選考 委員会		
学年PTA		10 150周年 記念事業 (ブース 担当)			学年部会費 精算締め	

令和6年度 田浦小学校PTA会計決算報告書

1. 収入の部

項 目	本年度予算額	実績額	備 考
繰 越 金	883,599	883,599	令和5年度繰越金
PTA会費	556,800	558,000	4,800円×116会員(P98、T18)1200円×1会員
雑 収 入	0	11,689	助成金、受取利子等
合 計	1,440,399	1,453,288	

(単位:円)

2. 支出の部

項 目	本年度予算額	実績額	備 考
事務局費			
行事費	200,000	98,476	新入生名札代、自転車点検お茶代、美化作業お茶代 卒業式コサージュ代、遠足オレンジ鉄道代 卒業生記念品、離任式花代、卒業写真グッズ
小 計	200,000	98,476	
会議費			
小 計	160,000	185,000	町PTA連合会、郡PTA連合会議、役員実費弁償代
果 費			
各種研修会費	150,000	89,560	県P大会、九P大会 各種研修会参加費
広報部会費	60,000	60,000	広報誌印刷代
保健体育部会費	60,000	36,974	プール、スポーツ大会、運動会飲み物代
家庭教育部会費	60,000	58,155	読み聞かせお茶代、150周年事業、給食試食会
地域応援団部会費	20,000	0	
学年PTA部会費	85,800	88,797	600円×148人
150周年記念経費	100,000	101,300	食券代、雑費 等
小 計	535,800	434,786	
負担金	100,000	81,740	郡P会費、町P会費
慶弔費	20,000	0	
学校支援金	30,000	30,000	
予備費	394,599	22,064	会議お茶代 プール用品購入、事務用品購入 公民館、活性化センター使用料
合 計	1,440,399	852,066	

(単位:円)

3. 収支の部

収 入	支 出	残 高	備 考
1,453,288	852,066	601,222	

(単位:円)

上記の通り報告します。

令和 7 年 4 月 1 日 田浦小PTA 会計 岡村 ゆかり

令和6年度田浦小学校PTA監査報告

令和6年度田浦小学校PTA会計は監査の結果、

領収書・帳簿ともに適正に執行されていたことを報告いたします。

令和 7 年 4 月 3 日

田浦小学校PTA監査委員

山下 糸弘

田浦小学校PTA監査委員

藤崎 千草



令和7年度事業計画書(案) 1-1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校行事	8 始業式 9 入学式 11 歓迎遠足 25 授業参観 学級懇談会 PTA総会	24 運動会 29 体力テスト	3 5年生集団 4 宿泊教室 5 プール掃除 11 小中合同 避難訓練 (引き渡し)	4 授業参観 学級懇談会 9 水泳大会 18 終業式 家庭訪問 (22~30)	1	始業式
役員会	2 新旧役員会 3 会計監査 単P総会	7 運営委員会 郡P総会	4 役員会	2 運営委員会 自転車点検	3	役員会
家庭教育部	読み聞かせ ボランテイ ア呼び掛け	26 読み聞かせ	23 読み聞かせ		22	読み聞かせ
保健体育部		24 運動会		4 心肺蘇生法 講習会		
広報部		24 運動会撮影 熊日PTA新聞・ 広報紙づくり 講習会	まきやま発行			部会
親子会						
学年PTA		部会				

運動会:5月24日(土)

役員会、運営委員会は原則第1水曜日に設定。長期休暇中はしない。

心肺蘇生講習会:授業参観の日にするなら4日

令和7年度事業計画書(案) 1-2

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	7 肥後っ子教室(5年) 17 社会科見学(4年) 25 修学旅行(6年) 26	14 郡音楽発表会(4年) 28 研究発表会	12 学習発表会 授業参観 学級懇談会 24 終業式	8 始業式 27 持久走大会	19 新入生体験入学 27 授業参観 学級懇談会	6 送別遠足 23 卒業式 24 修了式
役員会	郡P大会	5 役員会 県P大会	役員選考委員会	14 役員会 役員選考委員会	4 役員会	4 新旧役員引き継ぎ・役員会 監査(4月)
家庭教育部	27 読み聞かせ 食育事業(試食会)		22 読み聞かせ	26 読み聞かせ		
保健体育部			親子スポーツ	※持久走大会 補助は不要		
部会の日時、各部の事業(食育事業、親子スポーツ等)については、するかしないかを含めて、期日未定。						
広報部		部会	12 学習発表撮影 まきやま発行		部会	まきやま発行
親子会			役員選考委員会 役員候補者選出	役員選考委員会		
学年PTA					学年部会費 精算締め	

令和7年度 田浦小学校 PTA会計予算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考
繰越金	883,599	601,222	令和6年度繰越金
PTA会費	558,000	523,200	4,800円×109会員(P90、T19)
雑収入	11,689	0	義援金、助成金、受取利子等
合 計	1,453,288	1,124,422	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考
事務局費			
行事費	98,476	200,000	卒業記念品、コサージュ代、美化作業、新入生名札代
小 計	98,476	200,000	
会議費			
	185,000	160,000	役員会等
小 計	185,000	160,000	
事業費			
各種研修会費	89,560	150,000	九P大会、各種研修会参加費
広報部会費	60,000	70,000	広報誌印刷代
保健体育部会費	36,974	70,000	親子スポーツ、運動会賞品等
家庭教育部会費	58,155	70,000	研修講師謝礼、読み聞かせ、講演会講師謝礼
学年PTA部会費	88,797	104,000	800円×130人
150周年記念経費	101,300	—	
小 計	434,786	464,000	
負担金			
	81,740	100,000	郡P会費
慶弔費	0	20,000	
学校助成金	30,000	30,000	
学習支援ボランティア活動費	—	20,000	
予備費	22,064	150,422	
合 計	852,066	1,124,422	

田浦小学校 PTA 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、芦北町立田浦小学校 PTA と称し、所在地を芦北町立田浦小学校内に事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の健全な成長を図るために、保護者と教職員が協力して学校、地域、社会における教育に関し理解を深め、教育環境の改善及び充実に図りその他の必要な活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として次の方針に従い自主的に活動する。

- 1 いかかなる政党や宗教活動に関与することなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
- 2 本会の正規の事業以外の目的のために、本会または本会の役員の名称を用いない。
- 3 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

但し2人以上の児童が在籍する保護者・教職員は1会員とする。

また、PTAの活動に深く関与する者をPTAが認めた場合、準会員として登録する。

1 会費の納入をもって会員とする。

会費は1会員4,800円(年額)とし、転入生は月額400円に残月数を乗じた額とする。

但し、会費の返金はしない。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は、総て平等の義務と権利を有する。また、会員は第2条の目的を目指し、第3条の方針に従い互いに協力し活動するものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
書記	2名	会計	1名
家庭教育部長	1名	広報部長	1名
保健体育部長	1名	参与	3名(校長、教頭、教務主任)

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、各種会合を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は会長、副会長を補佐し、会務を整理し事務を掌る。
- 4 会計は本会の経理を行う。
- 5 参与は会長と協議し、本会の業務を行う。

(役員任期)

第8条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し再選を妨げない。

- 1 会長職の再選については、連続の場合2年を限度とする。但し特別の事情がある場合は、1年を限度とし、延長することができる。

(役員選出)

第9条 規約第6条に掲げる役員のうち、参与を除く本会役員については、地区ごとに候補者を選出し、その中から選任し臨時総会において付議する。

- 1 地区割については、親子会単位に準ずる。
- 2 新年度の新規会員は役員候補に選出できる。但し、極力現役員の中から選出する。
- 3 選考委員は、各親子会長が担う
- 4 選考委員長は選考委員の互選とする。
- 5 役員・学級（学年）委員及び親子会長の選出にあたっては1会員あたり一役に限る。但し、会員数が限られている親子会について例外を認める。

第3章 機関

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 運営委員会 3 役員会 4 専門部会 5 親子会長会 6 学級委員会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として5月上旬までに開催し、次の事項について決定する。
 - (1) 前年度の事業報告
 - (2) 前年度の会計及び監査報告
 - (3) 当年度の事業計画
 - (4) 当年度の予算
 - (5) 規約の改廃その他承認を必要とする事項
- 2 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、その過半数を以て議決する。
- 3 定期総会における、前年度の事業報告及び会計報告については前役員の責任において付議し、当年度の事業計画・予算及びその他の事項については新役員の責任において付議する。
- 4 臨時総会は次の場合開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員会において必要と認めたとき
 - (3) 会員の4分の1以上の要求があったとき

(運営委員会)

第12条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関でありその決議は第11条に準ずる。

- 1 運営委員会は次の委員を以て構成する。

- (1) 第6条に掲げる役員
- (2) 親子会長
- (3) 学年委員
- (4) 専門部員
- (5) 教職員

(役員会)

第13条 役員会は協議事項の内容に応じて、5役会（会長・副会長・書記・会計・参与）、役員会として必要に応じて会長が招集する。

- 1 役員会は各専門部委員会との調整を行い、本会活動の推進を図る。
- 2 役員会は運営委員会に付議する議案を作成する。

(専門部会)

第14条 専門部会は運営委員会に資料を提出し、決定した事項を遂行し、その結果を会長に報告しなければならない。

- 1 この会に次の部を置く。
 - (1) 家庭教育部 (2) 広報部 (3) 保健体育部
- 2 専門部は各学年より5名選出し、次の活動を行う。
 - (1) 家庭教育部 よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関すること
 - (2) 広報部 広報誌の発行に関すること
 - (3) 保健体育部 会員相互の親睦、児童の健康、安全に関すること

(親子会長会)

第15条 各親子会単位で親子会長を選出しその親子会長で親子会長会を構成する。

- 1 親子会長は各親子会の会員と連絡を図り、各親子会における児童の生活環境の整備と教育の向上を図る。

(学級委員会)

第16条 学級委員は各学級より各2名選出し学級担任と連絡を取りながら学級に関する問題を取り扱い、進行を図る。

- 1 各学年の学級委員より、1名学年委員長を選出する。

第4章 会計

(会計)

第17条 本会の会務執行に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 1 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。

(会計監査委員)

第18条 本会に会計監査委員2名を置く。

- 1 会計監査委員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 会計監査委員は運営委員会において選出する。
- 3 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。欠員が生じた場合は、運営委員会で速やかに選出し、補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(旅費)

第19条 本会を代表し、または、本会のために出張した場合には、旅費を支給するものとし、支給額は次の通りとする。

- 1 旅費は電車、バス等乗り物及び宿泊料の実費（教職員の旅費規定に準ずる）とし、自家用車使用時には、葦北郡内1,000円・熊本県内（葦北郡外）3,000円・その他の場所へは実費計算とする。さらに、日当として、一日の場合、5,000円、半日の場合、3,000円を弁償する。
- 2 特別の場合は役員会の承認を受けるものとする。
- 3 役員は役員会への出席につき1回1,000円を弁償する。

(慶弔費)

第20条 次に定めた者が死亡した場合は、所定の香典を以て、会の代表者が弔問する。

- 1 会員の死亡 10,000円
- 2 児童の死亡 10,000円
- 3 特別の場合は役員会の承認をうける。

附則

この会の規約は平成20年4月1日より施行する。

- 一部改正 平成21年4月1日より施行する。
一部改正 平成25年4月1日より施行する。
一部改正 平成26年4月1日より施行する。
一部改正 平成28年4月1日より施行する。
一部改正 平成29年4月1日より施行する。
一部改正 平成31年4月1日より施行する。
一部改正 令和4年1月1日より施行する。
一部改正 令和4年4月1日より施行する。
一部改正 令和5年4月1日より施行する。
一部改正 令和7年4月1日より施行する。

田浦小 PTA 表彰規定

第1条 本規定は、田浦小学校 PTA 会員等の表彰に関することを定める。

第2条 PTA の業務に貢献し、その功績顕著なる者は、これを表彰する。

第3条 被表彰者は、次の中から選考の上決定する。

- 1 PTA 役員（会長・副会長・書記・会計・全学年委員長・及び部長）を通算2年以上経験した者で、過去において表彰を受けたことのある者も含む。

第4条 前条の選考は、役員会において行う。

第5条 表彰は総会において、表彰状並びに記念品を贈るものとする。

第6条 表彰状は、PTA 会長及び校長の連名により表彰する。

田浦小学校 PTA 規約 新旧対照表 (案)

新	旧	備考欄
第1章 総則 (会員) 第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。 但し2人以上の児童が在籍する保護者・教職員は1会員とする。 また、PTAの活動に深く関与する者をPTAが認めた場合、準会員として登録する。	第1章 総則 (会員) 第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。 但し2人以上の児童が在籍する保護者・教職員は1会員とする。 また、PTAの活動に深く関与する者をPTAが認めた場合、準会員として登録する。 1 会費の納入をもって会員とする。 会費は1会員4,800円(年額)とし、転入生は月額400円に残月数に乗じた額とする。 但し、会費の返金はしない。	(追加)

令和7年度 芦北町立田浦小学校 主な行事

4月	8日	火曜日	始業式	
	9日	水曜日	入学式	
	11日	金曜日	歓迎遠足	
	25日	金曜日	授業参観 学級懇談会 PTA総会	
5月	21日	水曜日	振替休業日	
	24日	土曜日	運動会 ※25日(日) 予備日	
	28日	水曜日	保小中合同避難訓練(引き渡し訓練)	
	3日	火曜日	5年 集団宿泊教室(あしきた青少年の家)	
6月	4日	水曜日		
	4日	金曜日	授業参観 学級懇談会	
	9日	水曜日	水泳大会 ※11日(金) 予備日	
	18日	金曜日	終業式	
7月	22日~ 25日	火曜日 月曜日	教育相談 ※家庭訪問を学校での教育相談に変更	
	1日	月曜日	始業式	
	3日	金曜日	通知表渡し	
	26日~ 27日	日曜日 月曜日	6年生修学旅行(長崎方面)	
10月	28日	火曜日	6年生振替休業日(10月26日分)	
	29日	水曜日	陸上記録会 5, 6年	
	14日	金曜日	葦北郡音楽会 3, 4年	
	28日	金曜日	「熊本の学び」研究発表会	
11月	12日	金曜日	学習発表会	
	24日	水曜日	終業式	
	8日	木曜日	始業式	
	29日	木曜日	持久走大会 ※30日予備日	
12月	6日	金曜日	田浦中新人生説明会	
	27日	金曜日	授業参観 学級懇談会	
	6日	金曜日	送別遠足	
	23日	月曜日	卒業式 ※1~3年生指定休業日	
3月	24日	火曜日	修了式(1~5年生) ※6年生指定休業日	
	27日	金曜日	退任式	